

茨城県外国人材適正雇用推進宣言制度実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、不法就労に頼らない産業構造・地元経済を促進するため、適正雇用に係る雇用主の意識啓発を図ることを目的に、標記制度の実施に必要な事項を定めるものとする。

(外国人材適正雇用推進宣言)

第2条 外国人材適正雇用3原則を、次のとおり定める。

不法就労者を雇わない、雇わせない、見過ごさない。

2 県内の事業者及び業界団体等並びに本県と関係がある者は、前項の宣言をすることができる。

(宣言の申出)

第3条 前条第2項の宣言をした者は、外国人材適正雇用推進宣言申出書(様式第1号)により、知事に申し出ることができる。

2 知事は、申出者が次の各号のいずれにも該当すると認めた場合、その旨を申出者に通知し、宣誓者標章(様式第2号)を交付するとともに、申出者が第2条第2項の宣言をした者である旨その他の事項を公表するものとする。

(1) 茨城県内に事務所、事業所その他の場所を置く者であること。

(2) 前条第2項の宣言をしている者であること。

(3) 次のいずれにも該当すること。

ア 労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の関係法令を遵守するとともに、それらの法令に適合した就業規則等を整備していること。

イ 申請日から過去2年間以内に労働関係法令違反その他の認定にふさわしくない重大な事実がない者であること。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

エ 役員又は関係者が茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36条)第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

オ 茨城県税に未納がない者であること。

3 知事は、申出者に対し、審査に必要な情報の聞き取り、現地調査及び資料の提出を求めることができる。

4 第2項の通知を受けた者以外の者は、宣誓者標章(様式第2号)を使用してはならない。

(公表の方法)

第4条 前条第2項の規定による公表は、次の事項のうち申出者が公表を希望するものを県ホームページに掲載して行うものとする。

(1) 申出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 事務所、事業所その他の場所の所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 申出者のホームページアドレス

(公表停止の届出等)

第5条 第3条第2項の規定による公表を受けている者は、次に掲げる事由に該当する場合は、速やかに公表停止届(願)(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(1) 事業を休止又は廃止したとき。

(2) 第3条第2項各号のいずれかを満たすことができなくなったとき。

(3) 第3条第2項の規定による公表を停止したいとき。

2 知事は、第3条第2項の規定による公表を受けている者が、第3条第2項各号のいずれかを満たしていないと認めたときは、第3条第2項の規定による公表を停止することができる。

3 第1項の規定により届出又は願出をし、若しくは前項の規定により公表を停止された者は、宣誓者標章（様式第2号）を使用してはならない。

（その他）

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要項は、令和7年4月7日から施行する。

茨城県知事 殿

住 所 又 は
事業所の所在地
申出者 氏名又は名称
代表者の氏名
電 話 番 号

外国人材適正雇用推進宣言申出書

茨城県外国人材適正雇用推進宣言制度実施要項第 2 条第 2 項に定める宣言をしたので、下記のとおり申し出ます。

本書及び添付書類の記載は事実に相違ありません。

記

1 公表事項

氏名又は名称及び代表者の氏名	
住 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	
連 絡 先 電 話 番 号	
申出者のホームページアドレス	

2 誓約事項

- （1）私は、外国人材適正雇用 3 原則「不法就労者を雇わない、雇わせない、見過ごさない」を宣言し、これを遵守します。
- （2）私は、次のいずれにも該当します。
- ア 労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の関係法令を遵守するとともに、それらの法令に適合した就業規則等を整備している。
- イ 申請日から過去 2 年間以内に労働関係法令違反その他の認定にふさわしくない重大な事実がある者でない。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがされた者でない。
- エ 役員又は関係者が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 条）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でない。
- オ 茨城県税の未納がない。

備考 1 1 の各欄は、公表を希望する事項のみ記載すること。

2 本書の内容を明らかにする資料を添付すること。



外国人材

適正雇用推進宣言

不法就労者を雇わない！ 雇わせない！ 見過ごさない！

年 月 日

茨城県知事 殿

	住 所 又 は
	事業所の所在地
届（願）出者	氏名又は名称
	代表者の氏名
	電 話 番 号

公表停止届（願）

茨城県外国人材適正雇用推進宣言制度実施要項第4条第1号に定める公表を停止したいので、下記のとおり届（願）出ます。

記

（公表停止の事由）

- ☐ 事業を休止又は廃止した
- ☐ 第3条第2項各号のいずれかを満たすことができなくなった
- ☐ 第3条第2項の規定による公表を停止したい

備考 第3条第2項の規定による公表を停止したい場合は「願」とすること。